



国海查第 481 号の 3
平成 24 年 3 月 1 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 齊藤 弘 殿

国土交通省 海事局

検査測度課長 秋田 務



法定船用品の基準適合性の確認方法の特例(個別承認のための手続きの簡素化)について

外国籍船舶が日本籍に転籍する際、当該船舶に現に備え付けられている等我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けていない法定船用品について、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けたものと取り替えない場合、船舶検査において技術基準に適合することの確認を個別に実施することとなりますが、当該確認の円滑な実施の観点から、下記のとおり、確認方法の特例(個別承認のための手続きの簡素化)を定めましたので、ご連絡いたします。

なお、本特例の手続きは平成 24 年 3 月 1 日から適用いたします。

記

1. 本特例の手続きの対象となる物件

外国籍船舶が日本籍に転籍する際に、当該船舶に現に備え付けられている法定船用品又は当該船舶に備え付けるため購入された法定船用品(当該船舶に備え付けるため購入された法定船用品に係る現存船への適用は、当該船舶の構造上当該法定船用品以外のものは備え付けることができず、備え付けのための改造は多大な費用を要し看過できない場合、当該船舶が外国の港湾にあり法定船用品の配送手段が確保できない場合等我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けた法定船用品の備え付けを求めることが困難であり、かつ、当該物件の備え付けにより人命及び船舶の安全性並びに海洋環境の保全性を損なうものでないことを海事局検査測度課が認めた場合に限る。)であって、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)第 6 条ノ 4 の規定及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)第 19 条の 49 第 1 項により準用する船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認の対象となる物件(船舶等型式承認規則別表第 1 及び海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則別表第 1 に掲げるものをいう。以下「型式承認対象物件」という。)であって、船舶設備規程(昭和 9 年逓信省令第 6 号)第 2 編第 6 章〔脱出設備その他の非常用設備〕、同規程第 3 編〔操舵、係船及び揚錨の設備並びに航海用具〕、船舶区画規程(昭和 27 年運輸省令第 97 号)第 6 編〔バルクキャリアに関する特別規定〕、危険物船



船舶運送及び貯蔵規則(昭和32年運輸省令第30号)、船舶救命設備規則(昭和40年運輸省令第36号)、船舶消防設備規則(昭和40年運輸省令第37号)、船舶防火構造規則(昭和55年運輸省令第11号)、船舶自動化設備特殊規則(昭和58年運輸省令第6号)又は海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令(昭和58年運輸省令第38号)において技術基準が定められるもの

2. 本特例の手続きの流れ

- (1) 記1.の物件について本特例の手続きによることを希望する受検者は、海事局検査測度課に申し出させることとします。
- (2) 申し出の際、受検者から次の書面を提出させることとします。
 - ① 本特例の手続きによることを希望する物件の一覧(別紙「法定船用品リスト」によること)
 - ② 現存船に備え付けるため購入された物件については、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けたものを備え付けることが困難な理由の説明
- (3) 海事局検査測度課は、当該物件が技術基準に適合することを確認するために必要と認める場合、(2)に掲げる書面以外に、物件の設計書類、試験データ等の必要な書面の提出を受検者に求めることができるものとします。
- (4) 海事局検査測度課は受検者が申し出た物件につき記3.(1)の書面での確認を行います。書面での確認により適切であると判定されたものについて、管海官庁は記3.(2)の現品での確認を行います。

3. 基準適合性の確認方法等

- (1) 海事局検査測度課が行う書面での確認
 - ① 海事局検査測度課は、法定船用品リスト等提出された書面の記載内容から、国際海事機関(IMO)が定める国際的な技術基準(これを取り入れた我が国の法令に基づく技術基準を含む。)に適合する型式であることを確認します。
また、当該物件が船舶防火構造規則において技術基準が定められる型式承認対象物件(FTPコードが適用される防火用材料)である場合、IMOが発行する主管庁が認定する試験機関のリスト(FP.1/Circ.41 List of Recognized Test Laboratories)に掲載される試験機関において火災試験が実施された型式であることを併せて確認します。
 - ② 記1.の現存船に備え付けるため購入された物件に適用する場合、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けた法定船用品の備え付けを求めることが困難であり、かつ、当該物件の備え付けにより人命及び船舶の安全性並びに海洋環境の保全性を損なうものでないことを確認します。
- (2) 管海官庁が行う現品での確認
管海官庁は、船舶検査において、次のとおり確認します。
 - ① 外観検査
 - ア) 当該物件に標示される物件の名称、製造者、型式の事項が、(1)①により書面での確認を

受けた法定船用品リストの記載内容と同一であることを確認します。

- イ) 当該物件の性能に影響を及ぼすような破損・損耗がなく、有効期限が設定されているものは有効期限切れでないことを確認します。
- ② 基準適合性の確認のため、必要に応じ、上記以外の事項についても追加して確認します。

4. その他注意事項

- (1) 本特例の手続きは、法定船用品の基準適合性の確認であり、備え付け後の試験等(性能試験、効力試験等)については船舶検査の方法B編第1章第1回定期検査等によって実施することとなります。
- (2) 船級船の場合、管海官庁において現品の確認はいたしません。
- (3) 海事局検査測度課は、本特例の手続きの実績が相当数となる物件については、我が国の認証制度により基準適合性の確認を受けることを製造者に対して働きかけるよう、受検者に要請することがあります。
- (4) 記 1. に該当しない物件については、本特例の手続きは適用しません。
なお、本特例の手続きが適用されない物件について基準適合性を確認する場合、製造仕様、設計図面、使用材料、試験データ等の技術資料を提出いただき、設計検査及び性能試験等を実施することとなります。

法定船用品リスト(型式承認の対象物件)

造船所	船番	船名

※備え付ける同一物件で複数のメーカー・型式があるときは、該当欄(行)を追加して記入してください。

※備え付ける物件の詳細が不明の場合、該当欄に「不明」と記入してください。

※備え付けを要しない物件の該当欄は削除せず、メーカー、型式、数量の欄に「×」印を記入して下さい。

設備の区分 記載例	物件の名称	製造者	型式	数量	製造年月	製造番号 (未取得は「×」)	JC型式承認番号 (未取得は「×」)	HK検定/製品検査 (未取得は「×」)	認証機関	Approved No. (Certificate No.)	備考	[官使用欄] 現品確認 チック
救命設備	救命艇	Arc Boat Ltd Co.	Solas LB50	2	2012.2	12345	x	x	LR/UK MCA	MED1234567/M2	MED品	
	救命いかだ	日本いかだ㈱	IKADA-20	2	2011.12	20-001	○第3876号	○	—	—	HK検定品	
	救命いかだ	日本いかだ㈱	IKADA-6	1	2011.12	6-002	○第3877号	x	NK/HOL	MED1234568/M1	MED品	
	連水装置用救命いかだ	x	x									
救命艇												
救命いかだ												
進水装置用救命いかだ												
一般救助艇												
高速救助艇												
タヒット用カノンチ												
救命艇用難脱装置												
乗組用はしけ												
救命浮環												
救命浮環の救命索												
救命胴衣												
イマーシヨン・スーツ												
耐寒着服												
救命艇、救命 いかだ又は救 助艇の備装品	キャノピー灯 室内灯 手動ポンプ 内燃機関 船外機 コントローラー 救助食糧 海水貯留装置 応急医療具 保温具 水密電気灯 日光信号鏡 レーダー反射器 救命素発射器 救命いかだ支援艇 自己点火灯 自己発煙信号 救命胴衣灯 落下さんげ信号 火せん 信号紅炎 発煙評信号 浮揚型衛星EPIRB レーダートランスポンター AIS-SART											

持運び式双方向無線電話(2Way VHF) 船舶航空機間双方向無線電話装置	
探照灯 再帰反射材	
自動離脱装置EPIRB用 ウイークリンク	
降下式乗込装置 その他の乗込装置	
消防設備	消防ポンプ(非常ポンプ) 消防ホース 消防ホース用ノズル 水噴霧放射器 国際陸上施設連結具 スプリンクラーヘッド 機関室局所消火装置 消火器 消防栓 持ち運び式泡放射器 個人装具(安全灯を含ます) 安全灯 呼吸具(防煙マスク及び防煙ハーネット) 自衛式呼吸具 人災深知装置 煙管式火災深知装置 フライヤー用消火装置 手動火災警報装置 非常警報器 蓄電池一体型非常照明装置 持ち運び式電気灯 非常脱出用呼吸器 炭化水素ガス濃度連続監視装置 ビリジ波位監視装置
航海用具	自動操舵装置(船首方位制御方式)HCS 自動操舵装置(船跡制御方式)TCS 航海灯(マスト灯) 航海灯(舷灯) 緑 航海灯(舷灯) 紅 航海灯(船尾灯) 航海灯(白灯) 航海灯(紅灯) 航海灯(墨船信号灯) 形象物(黒球) 形象物(甲板形象物) 信号灯(屋内信号灯) 汽笛 号鐘 どうら 電子海図情報表示装置(ECDIS) ナビゲーション受信機 高機能能用レーダー 航海用ロッテング装置 自動物標追跡装置(ATRA) 自動衝突予防援助装置(ARPA) 磁気コンパス 自差修正装置付き架台

ジャイロコリス	
ジャイロコリスのレーダー	
船首方位伝達装置	
音響測深機	
第一種衛星航法装置(DGPS)	
船速距離計	
回頭角度計	
音響受信装置(SRS)	
船舶自動識別装置	
航海位置記録装置(VDR)	
VHFデジタル選択呼出(DSC)	
VHFデジタル選択呼出装置(DSCW/R)	
MIF/HFデジタル選択呼出装置(DSCW/R)	
MIF/HFデジタル選択呼出装置(DSCW/R)	
水先人用はしご	
浸水警報装置	
防火用材料	
不燃性材料	
防火戸	
防火窓	
防火ダクト	—
仕切り用材料	
火災の危険性の少ない家具備品	
防火戸動力離脱装置	
表面仕上材管の防熱材を含む)	
危険物等関係設備	
高速排気装置	
フレームアレスタ	
呼吸保護具	
荷役ホース	
持運び式機械通風装置	
持運び式ガス検知装置	
甲板洗浄機	
完全保護衣	
海水分離器	
標準排出連結具	
シリジ用濃度監視装置	
汎分濃度計	
ハラスト用濃度監視装置	
流量計	
船速計	
ハラスト用油排出監視制御装置	
海水境界面檢出器	
洗浄機	
通風機	
ふん尿等処理装置	
ふん尿等処理装置	
波面計測装置	
圧力計測装置	
高位液面警報装置	
通気装置	
船舶発生油等焼却設備	